

県議会の政策決定の仕組み



県民の皆さんのご意見をもとに
政策をつくります

政策の立案と決定

政策の立案

知事から提出された議案を審議するだけでなく、住民本位の立場から、本会議での代表質問・一般質問を行うとともに、県民福祉の向上に役立つ政策について、議員自らが条例を検討・提案します。

❖ 県議会における政策立案の動きについて

県議会では、県民福祉の向上に役立つと考えられる条例の制定に議員自らが取り組んでいます。

この取り組みを進めた結果、15本の政策に係る議員提出条例を制定しており、最近における政策に係る議員提出条例には、次のようなものがあります。

三重県手話言語条例
平成28年6月30日議決

障がいの有無にかかわらず
誰もが共に暮らしやすい
三重県づくり条例
平成30年6月29日議決



「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を検討する特別委員会の様子

審議・議決

予算や県の基本的な計画を決めたり、条例の制定・改正、県の重要事項など本会議で審議し、議決を行います。



採決の様子

委員会の役割

委員会では、議案・請願などの審査や担当する分野に関する事項などの調査をします。これらの審査、調査を通じて、執行部に対し、政策提言を行います。

また、重要な議案などについて、関係者や学識経験者などから意見を聴く参考人招致を行います。



特別委員会での参考人招致の様子

それぞれの活動を相互に関連づけ
一つのサイクルとして動かしていくことによって
政策の質を高めていきます

県民の皆さんのご意見を伺います



課題の把握と整理

広聴・調査

県民の皆さんから、広くご意見を伺うために「みえ現場de県議会」や「みえ高校生県議会」を開催するなど、政策課題を把握するための活動にも積極的に取り組んでいます。

三重県議会では多様な意見を聞き、県議会での議論に反映するため、テーマを設定し、県民から直接意見を聞く「みえ現場de県議会」を平成22年度より開催しています。平成30年1月に開催した「みえ現場de県議会」については右ページに掲載しています。

課題設定

特定の課題について、関係する県民の皆さんや専門家などから「議員勉強会」などでご意見を伺い、課題の設定を行います。

❖ 「議員勉強会」について

県政を取り巻く諸課題の中から、特に知識の取得と議員間の知識の共有化を図っていくことが必要と思われるテーマを選定したうえで、専門的知識を有する外部有識者等を招いた議員勉強会を平成26年度から実施しています。最近における議員勉強会では以下のテーマで実施しました。

平成29年度三重県議会議員勉強会

- 第1回 働き方改革について
- 第2回 若者の政治参加について
- 第3回 スポーツを通じた地域活性化について



委員会の役割



県内調査の様子

県内外調査や請願の審査、参考人招致による意見の聴取などにより、課題を把握します。

また、県民の皆さんのご意見等をもとに、各常任委員会は年度ごとに重点的に調査する項目を設定します。

さらに、特定の課題について調査する場合は特別委員会が設置されます。

政策の監視・評価

知事などの事務の執行について
監視・評価を行います



知事などによる
執行

執行の監視・評価

本会議での代表質問や一般質問で、知事などの事務の執行について監視・評価を行います。また、代表質問・一般質問だけでなく、議員が本会議場での質問などの機会にとらわれず、文書による質問を行うこともできます。



一般質問の様子

委員会の役割

委員会では、成果レポートの調査や決算審査などを通じて、翌年度の県の経営方針や当初予算編成につなげます。



成果レポートに対する知事への申し入れの様子